

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年2月7日(火) 午後1時30分～午後2時35分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：市制施行70周年記念事業に係る基本方針について	
担当部課等	総合政策課
説明者	政策部長、総合政策課長、総合政策課課長代理（総合政策担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 記念事業の具体的な内容決定時期はどのようか。 答. 令和5年度中に市民ワークショップ等で意見を聞き、庁内調整を図ったうえ、令和6年度に決定する。 問. 市民ワークショップにおける参加者の「学生」の年齢層はどのようか。 答. ワークショップに参加し、アイデア等を提案するのは高校生以上を想定している。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市パートナーシップ宣誓制度の導入について	
担当部課等	市民相談人権課
説明者	くらし安心部長、市民相談人権課長、市民相談人権課課長代理（人権推進担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 各市町村がそれぞれ宣誓制度を導入しているが、複数自治体での宣誓があった場合についての対応はどのようか。</p>

	<p>答. 宣誓した市町村から転出した時点で宣誓は無効となり、転入先であらためて宣誓が必要になる。</p> <p>そのため、継続して宣誓制度の適用が受けられるよう多くの自治体で近隣自治体と連携協定を締結している。</p> <p>問. 宣誓の要件に、「現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップのないこと。」とあるが、他自治体間での、パートナーシップの宣誓状況の確認はどのようなか。</p> <p>答. パートナーシップの宣誓状況は、本人からの申し出により確認する。</p> <p>問. 住所の要件で、同一住所以外に、転入や転居予定でも可能としている理由はどのようなか。</p> <p>答. 記念日等、申請者が希望する日が転入前に到来した場合を配慮しているため、可能としている。</p> <p>問. 宣誓により利用できる行政サービスの内容はどのようなものを予定しているか。</p> <p>答. 市営住宅の入居要件に該当するものとして配慮するほか、その他サービスについては、各課に照会し、実施に向けた課題等を検討している。</p>
会議結果	原案了承